

後見人等辞任及び後見人等選任の申立てについて

1 概要

- (1) 後見人等は、正当な事由があるときは、裁判所の許可を得て、後見人等を辞任することができます。正当な事由とは、例えば、後見人等が高齢になったり、病気になったり、遠隔地に転居したりするなどして、職務を遂行できなくなった場合が考えられます。
- (2) 辞任すると後見人等が不在になる場合は、後任の後見人等を選任する申立てを同時にしていただくことになります。
- (3) 申立権者 後見人等

2 申立てに必要なもの

- (1) 申立書
- (2) 収入印紙 ① 1、600円分（800円×2組）
② 1、400円分（※登記用）
- (3) 郵便切手 3、990円分
（内訳：500円×4枚、100円×5枚、84円×10枚、63円×5枚、20円×10枚、10円×10枚、5円×5枚、1円×10枚）
- (4) 添付資料
 - ア 辞任の理由を証する資料（裁判所に提出済みの場合は不要）
※ 病気の場合は診断書、転居の場合は住民票など
 - イ 本人の陳述書または上申書
※ どちらの提出が必要かは、「本人の陳述聴取の流れ」を確認してください。
 - ウ 後任の後見人等候補者の住民票
（マイナンバーの記載のないもの）
 - エ 候補者に関する照会書
 - オ 候補者の陳述書
 - カ 親族の同意書
 - キ （申立人や本人の身分事項や住所に変更がある場合）
申立人や本人の戸籍謄本、住民票 （マイナンバーの記載のないもの）

候補者について、裁判所が選任する第三者を希望する場合は、ウ、エ、オ、カは不要です。

- ※ 事案によって後見等事務報告書、財産目録、収支予定表（前回提出時から変更のある部分については、資料も必要。）を提出いただく場合があります。

3 申立ての手続

上記の必要書類が整いましたら、後見センターまで持参または郵送にて申立てをしてください。

〒540-0008

大阪市中央区大手前4-1-13

大阪家庭裁判所家事4部後見センター

06-6943-5872

(R041001)